平成２５年（再イ）第２号
香川県高松市牟礼町牟礼2683番地１
再生債務者　森本　　淳
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月29日まで
平成25年10月１日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第５号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目13番13号
再生債務者　平谷　英隆
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年10月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月29日まで
平成25年10月１日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第２８９号
京都府相楽郡和束町大字釜塚小字縄手10番地
再生債務者　辻　　俊光
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年３月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年９月30日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２０年（再イ）第４９８号
住民票の住所福岡市中央区春吉２丁目13番19―306号
再生債務者　先崎　　彰
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年９月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年９月27日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２４４号
東京都板橋区蓮根２―28―２―410
再生債務者　三尾　知也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年９月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２０号
佐賀県多久市北多久町大字多久原7025番地91
再生債務者　田久保和人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年９月30日
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第７号
埼玉県狭山市大字南入曽632番地の２
再生債務者　宮岡　千春
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月31日から平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００４６号
東京都足立区舎人５―13―26―201
再生債務者　今井　健雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月11日まで
平成25年９月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００３４号
神奈川県横浜市港南区東永谷３―43―20―204、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区田町２―４―11―305
再生債務者　正岡　利弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月15日まで
平成25年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第３号
埼玉県春日部市粕壁３丁目10番45―104号
再生債務者　張替　君子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月１日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再ロ）第１００３０号
東京都練馬区大泉学園町５―２―18―501
再生債務者　淺沼　義秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第４号
埼玉県入間郡三芳町大字上富427番地18
再生債務者　奥野　晃紳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月27日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第１号
千葉県茂原市新小轡831番地３
再生債務者　土井てる子（旧姓鶴谷）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月27日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するドリーム（住所大阪市旭区森小路二丁目六番六号）に対して当社のパチンコ店「マルハチ千林店」の遊技業の営業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年十月九日
大阪市旭区森小路二丁目六番六号
株式会社マルハチ
代表取締役　松本　俊也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社高倉ドリーム（住所大阪市都島区高倉町三丁目一番三号）に対して当社のパチンコ店「マルハチ高倉店」の遊技業の営業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年十月九日
大阪市都島区高倉町三丁目一番三号
株式会社マルハチ高倉
代表取締役　松本　俊也

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は平成二十五年十月八日付官報の号外第二百十九号六十二頁に掲載されています。
平成二十五年十月九日
東京都港区三田三丁目一三番一六号三田Mビル八F　ジュレーレックス株式会社
代表取締役　林　　界宏